

令和2年（2020年）3月16日

町民及び滞在者の皆様へ

坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 山村 弘

新型コロナウイルス感染症への感染防止に向けたお願い

新型コロナウイルス感染症については、世界的流行となり、国内の複数地域で感染経路が明らかでない感染例が報告され、長野県内においても感染者が発生していることから、令和2年2月27日付け『新型コロナウイルス感染症への感染防止に向けたお願い』を次のとおり見直すことといたしました。

町民及び滞在者の皆様の健康を守るために、当分の間、皆様には下記の取り組みを行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 自らの感染を防止し、他の方につさないために

- (1) 石けんやアルコール消毒液などによる手洗いや手指の消毒をこまめに行ってください。混みあった場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分な場所では、マスクを着用することも予防策となります。
- (2) 咳やくしゃみ等の症状がある方は、マスクの着用など咳エチケットを必ず行ってください。
※咳エチケットとは…咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って口や鼻をおさえることです。
- (3) 発熱等の風邪症状がある方は、出勤・通学等を含めて外出を控えてください。やむを得ず外出する必要がある場合には、必ずマスクを着用するようにお願いします。マスクの入手が困難な場合は、ガーゼマスクやタオルなどの代用品の活用もご検討ください。
- (4) 新型コロナウイルス感染症ではないかとの不安をお持ちの方は、まずは「有症状者相談窓口（保健所）」にご相談ください。
なお、症状にかかわらず医療機関を直接受診することは、感染リスクを高めることにもつながりますのでご注意ください。

《長野県新型コロナウイルス感染症有症状者相談窓口》

長野保健福祉事務所 電話番号：026-225-9039（24時間対応）

2 集団感染を防止するために

- (1) 発熱等の風邪症状がある方は、出勤・通学等を含めて外出を控えるよう、事業所や学校等からも促してください。
- (2) 多くの人が集まる場所では、手洗い、マスク着用の励行、消毒液の設置などを行うとともに、来場される方にも必要な感染防止策を必ず呼びかけてください。また、開催にあたっては、風通しの悪い空間をなるべく作らない等、換気の悪い密閉空間に多くの人が集まらないよう配慮をお願いします。

- (3) イベント・行事の開催については、上記の(2)について考慮するほか、来場者の規模や対象者、参加者の密着度や時間、参加者の範囲(特定、不特定)、感染防止対策徹底の難易度(飲食を伴うか否かなど)を考慮し、開催の必要性を改めて検討してください。

また、開催する場合には、風邪症状のある方の参加自粛を呼びかけるようにしてください。

※参考:「5. 町主催のイベント・行事の開催基準について」

- (4) 不特定多数の方を接客対象とする店舗等にあつては、従業員の方のマスク着用を励行してください。

3 重症化しやすい方を守るために

- (1) 高齢の方、基礎疾患のある方、妊婦の方などは、できるだけ人混みに出かけないようにしてください。やむを得ず出かける場合は、感染防止策の徹底をお願いします。

- (2) 重症化しやすい方が多く参加することが見込まれるイベント・行事については、延期または中止するなど、感染防止に向けた配慮をお願いします。

4 イベント・行事の開催について

現時点において国から全国一律の自粛要請をなされてはおりませんが、町主催のイベント・行事の開催基準は当面の間、次のとおりとしますので、イベント・行事の開催の判断にあつて、目安としてください。

5 町主催のイベント行事の開催基準について

- (1) 基本的な考え方

① 町主催の多数の参加者が集まるイベント・行事は、感染リスクが高いものとして、延期又は中止を検討します。特に、参加者が不特定多数または重症化しやすい方(ご高齢の方、基礎疾患がある方等)が多く参加する場合には、原則、延期または中止とします。

② 開催の必要性の検討にあつては、来場者の規模や対象者、参加者の密着度や時間、参加者の範囲(特定・非特定)、感染症防止対策の徹底の難易度(飲食を伴うか否か)を考慮します。

- (2) 開催する場合の感染防止対策等

① すべてのイベント・行事において、参加者の手洗い・咳エチケットの推奨、アルコール消毒液の設置、風邪の症状のある人への不参加依頼などを行います。

② 参加者数及び開催時間は、極力、必要最小限にとどめることとします。

③ 開催にあつては、風通しの悪い空間をなるべく作らないなど、換気の悪い密閉空間に多くの人が集まらないよう配慮します。

- (3) 適用期間

この基準は、当面、3月24日まで適用します。ただし、中止等の周知や準備に一定期間を要する場合は、上記適用期間にかかわらず影響範囲等を考慮の上判断することとします。

(※町が開催する会議等についても、上記に準じて開催を検討することとします。)

坂城町保健センター
電話 0268-82-3111 (内線 511)
電話(直通) 0268-75-6230
FAX 0268-82-3164
E-mail hoken@town.sakaki.nagano.jp

坂城町総務課総務係
電話 0268-82-3111 (内線 212)
電話(直通) 0268-75-6210
FAX 0268-82-8307
E-mail soumu@town.sakaki.nagano.jp